

1. めざす姿

快適環境都市にふさわしいみどりと自然の多いまち
 緑被率を高めヒートアイランド対策を進めるまち

2. 指標

	現状（直近値）	2015年	2020年
緑化協議計画の現場確認	0%	100%	100%
都市の緑被率	30.8%	向上	向上

3. 現状と課題

近年、屋敷林、残存林など身近な自然とみどりが減少しつつあります。まちづくり推進条例（以下、まちづくり条例）による緑化協議計画（以下、緑化計画）は、現在の建築行政では、まちづくり条例の緑化事項を対象外としているため、違反も多く後を絶たないといわれています。まちづくり条例による緑化計画を守る土地利用を進める建築行政の推進は、市街地の自然と緑を確保する緊急の課題です。また、美しい山並みには40数年前の都市計画の線引きにおいて、山麓にとどまらず山腹や山頂まで都市開発を行う都市計画区域となっています。市民の宝・美しい山並み景観と自然とみどりを守るために、見直しが必要となっています。有馬高棚構造線や軟弱地盤地域で高低差も大きな大規模な都市造成が行われ、新しい都市基盤など箕面市に引き継ぐことになり、安全第一の土地利用は重要です。

そのため、みどりを守る計画的な土地利用を市民、事業者、行政が協働して進めます。具体的には、緑化計画を守る建築行政との連携を図るまちづくり条例に改正します。山並みと自然と緑を大切にするために、都市計画区域内未利用地域を都市計画区域の解除に向けて市民と行政などの協働で進めます。また、大規模な開発造成地の基礎地盤の安全度に応じた土地利用計画とした地震にも強い安全で持続可能なエコ都市づくりを市民、事業者と行政が協働して進めます。

独自ルールのある地区まちづくり計画や建築基準法による住民間できめ細かく定める建築協定、まちづくり推進条例によるきめ細かく定め住環境を市民で守る総合的な行政を確立することが必要です。具体的には、市民自治と地方分権にふさわしい都市計画マスタープランの充実と、その具体的な推進のため、住民や事業者、市の協働による「緑の地区計画」「区割り再生プラン」「モデル地区」「戸別再建事業」など、土地利用の規制、誘導をすすめるため、「総合的なまちづくり条例」の検討を進めます。

市民の共有財産である公有地である市内に存在する利用度の低い公共用地や未利用地の安易な売却がすすんでいます。緑を増やし居住環境の向上を図り、次世代につなげる魅力あるまちづくりへの活用検討が大切です。

住宅地拡大による緑と自然環境の喪失を防ぐため、住宅集中・住宅区域と自然保護地区のすみ

分けを検討しています。住宅集中・住宅区域には、地区計画や地区まちづくり計画などを使い分け、街路樹や生垣の多い緑の都市を確保し、計画的な土地利用の実現を誘導していきます。その公益的な機能には、都市の自然環境と税制について検討に努めています。

消防活動車の入れない狭隘道路は、市民と協働で調査し、その区間ごとに対策協議会を設けて、地先の用地確保を含めて検討し狭隘道路の解決に努めています。また、消防活動困難な地区の再点検活動を市民との協働ですすめ改善に努め、市民生活の安全、安心を高めています。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・地域から緑と自然環境の保全と生活の利便性の総点検。
- ・利用度の低い公共用地や未利用となっている公共用地の地域からの活用検討。
- ・「緑化計画」を守る市民パトロール隊を助ける地元市民の協働。

(2) 市民等、行政が協働で取り組むこと

- ・山腹や山並み未利用地域の都市計画区域の解除。
- ・環境の保全と生活の利便性都市計画マスタープランの充実。
- ・住宅集中地区と自然保護地区のすみ分けの検討。
- ・市民発意や地域特性をいかした土地利用の検討。
- ・「協議の緑化計画」のチェック見守り隊の検討。

(3) 行政が取り組むこと

- ・高齢化社会へ都市計画マスタープランの充実 都市のみどりの基本計画。
- ・計画的な住宅地形成へ、地域の実情にあった住宅地形成への誘導。
- ・「緑化計画」を守る建築行政 違反建築に対応するための関係機関との連携強化。
- ・未利用地は高齢化社会に見合う福祉などの有効活用の検討。
- ・都市の緑を行政と地権者、市民の協働で生かす制度の確立を検討。
- ・都市の自然的環境の公益的機能と「都市計画関係」「開発指導」「税関係」の連携で検討。
- ・マニュアルを作成、市相談窓口を充実。

5. まちづくりの効果

(1) 公的助成で都市の緑の公益的機能は保全され、身近な都市自然が守られています。

(2) みどり豊かな居住環境が拡がり、次世代に魅力あるまちづくりが進んでいます。

1. めざす姿

農業後継者の育成と税優遇措置のある農業体験農園の拡大化で、営農が維持され都市の農空間が保全されているまち

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
農地面積	220ha	維持	維持
農業祭参加数	2,500人	増加	6,000人
水源かん養林、土砂流出防備林、保安林 各面積 ha	未調査	増加	増加

3. 現状と課題

(1) 農業・農地と対策

農空間は、栽培耕作を行い、食料を生産し環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、防災などの多くの機能をもっています。近年、都市化等によって担い手不足、後継者問題が深刻です。一方で、市民農園、産直・朝市、農業祭りなどの活動も行われています。地産地消の都市農業や、田畑や農園など農空間と環境、水循環、防災を大切に持続的なまちづくりへ、農業者、農協、市民、行政の協働・営農支援、地産地消の仕組みの充実が必要です。

そのため具体的には、営農支援体制の充実、農産物の生産 Cost の削減検討・農業経営の近代化、環境保全型の農業、農業基盤の整備・保全など持続的な農業経営支援を進めます。朝市や直売所の充実、郷土の食文化の伝承の促進で地産地消の仕組みを充実します。農と触れ合い楽しむ仕組みづくり、農業体験学習の実施、防災機能を有する農地の保全など、農空間の多面的な機能の充実を図ります。

(2) 農作物被害と対策

農産物の野生生物からの被害削減のために、止々呂美や山麓付近のイノシシ、シカなどの農作物被害が増えています。止々呂美地区は、高齢化と農業人口減少により、間伐が十分にできず、イノシシのたけのこ被害は甚大です。2008年2月施行「鳥獣被害防止特措法」の鳥獣捕獲、防護策設置には、地方交付税拡充され財政支援開始されています。シカも同様の被害があります、防護柵が人の丈では低すぎます。

そのため、防除対策の充実で、「被害管理」との調和を図り、近隣自治体や大阪府との調整連携を進めます。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・農林業の再生 例；農業体験農園を事業とする継続従事者メンバー結成。
- ・NPO 例；菜の花プロジェクト、箕面の山と自然の保全活動団体、14 団体他。
間伐・清掃作業、支援。

(2) 市民等・行政が協働して取り組むこと

- ・JA 北大阪、A-COOP、箕面の山と自然の保全活動団体と行政による地産地消の推進。
- ・小中学校給食への「箕面米」安定供給担保し 80% 目標化。
- ・野菜、果物も暫時追加 朝市街頭売り場所；市道、府道、国道使用許可取得支援。
- ・朝市、即売場所便宜支援。
例；茨木地産地消「美山の郷」(農業事業組合)、JA 兵庫六甲の街頭販売。
- ・農業体験農園；箕面農地(220ha)の市からの積極的推進啓発。
2008 年から農水省が関西圏でも導入推進中。
- ・市民農園(貸農園)の次のステップとして「農業体験農園」を位置つける(農地所者の納税猶予継続可能)。
- ・「鳥獣被害対策実施隊」の定期活動と、改正鳥獣保護法(99 年)・鳥獣被害防止特措法の農林業被害者への支援業務、防護策・新設補強への資金支援。間伐作業への広域支援の橋渡し。
- ・農林業後継者育成の為の農地確保「市街化調整区域」の部分的拡大の検討。
例；農業体験農園の導入啓発。実施中の田植え、芋掘体験の応用拡大。

(3) 行政が取り組むこと

- ・地産地消の推進。街頭売り場所；市道、府道、国道使用許可取得支援。
- ・小中学校給食への「箕面米」安定供給担保し 80% 目標化、野菜果物も追加。
- ・市民農園(貸農園)を「農業体験農園」とし、農地所者の納税猶予継続。
- ・農作物被害が増えており、防除対策の推進。『被害管理』。
- ・農産物の生産 Cost の削減検討・農業経営の近代化の指導と援助。
- ・税優遇措置のある農業体験農園の拡大。
- ・森林、農地の公益的機能(二酸化酸素吸収、表面侵食の防止、集中豪雨時の洪水の緩和等)に対して公的助成の検討。

5. まちづくりの効果

森林・農地が確保・再生することにより、「二酸化酸素吸収」、「表面侵食の防止」や「集中豪雨時の洪水の緩和」などの働きもあり、野生生物も保護され、景勝地として景観保持に繋がります。

参考 全国の農産物被害

全国レベル(農水省調査)は、1990 年度被害農産物 12 万トンが 98 年度 46 万トン 06 年度 36.6 万トンで、被害額も 99 年度から 06 年度横ばい 118 億円~135 億円、イノシシ、シカ、サルが約 9 割です。被害要因は 農村地域の過疎化、高齢化で、餌場や暮れ屋になる耕作放棄地が増えたこと、暖冬傾向と小雪化で生息域が拡大(国土全体の二ホンシカ生息地 78 年度 24%から 03 年度 42%、イノシシ、サルも同様の傾向)です。また、猟銃免許者 98 年度 43 万人から 02 年度 21 万人、狩猟捕獲数も一因です。

1. めざす姿

市民の多くが都市公園によって「箕面のみどり満足度」を高めています
 市民一人当たりの公園面積が増えているまち
 身近なみどりを大切に感じ公園管理活動が市民に広がっているまち

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
市民一人当たりの公園面積	市民一人 2.7 m ²	増加	増加
都市公園計画の達成状況	66 箇所 26.81ha	増加	増加
公園愛護活動の団体数	77 団体	増加	増加
整備すべき 一人当たりの緑地面積	24.8 m ²	26.8 m ²	28.8 m ²

3. 現状と課題

都市公園法の一人あたり 6 m²に対して箕面市は 8.9 m²の高い計画をもっています。しかし、現在は開設都市公園と自動遊園、開発帰属公園を合わせてわずか市民一人当たり 2.7 m²であり、身近な近隣公園や街区公園の都市公園としては府下最低クラスとされています。そのため都市計画面積の約三分の一という到達水準を再計画し、市の未利用地や低利用地などの都市公園化について、市民・行政の協働による検討を推進し、安全で適切な都市公園の開発を実行することが課題です。

身近に遊べる公園が少なく、近年車が増えるもとで子どもの交通事故も多く、都市公園計画の推進が求められています。本格的な少子高齢化社会の到来のなか、子どもと福祉のまちづくりを進めることが大切です。公園施設の維持補修は、新市街地の整備に重点投資もあり、自治会や子ども会、老人会などの「公園維持愛護団体」の市民参画による公園の維持活動活動が地域市民を中心に進めていきます。

市民生活に潤いとやすらぎをもたらし、健康の保持、快適な市民生活を営むうえで、母と子、障害者、高齢者にとって身近な公園緑地は重要な成熟都市施設の一つです。

都市公園の防災・非難、安全な遊び場、実のなる樹木などや花も育み、楽しく憩う身近な多面的な機能を併せ持つシンボルゾーンについて評価し、近隣公園のあるまちづくりが重要です。そのために、未利用地や低利用地は先ず、高齢化社会の福祉のまちづくりや子供の遊び場として公園緑地の検討を行い都市公園の計画推進を進めていきます。

既設の都市公園や緑地についても、それぞれの存在意義や利用の状況を再検討し、個々に再整備し効果を上げつつ、更に推進していきます。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・市民参加による公園づくりと維持管理の推進。
- ・ゴミのポイ捨てを止め、きれいに利用。
- ・地域特性を活かした都市公園の再生プランづくりに協力。
- ・既設の公園の存在意義や利用状況をみんなで話し合う。

(2) 市民等、行政が協働で取り組むこと

- ・災害時の避難地の機能を話し合って高める。
- ・市民のよる公園緑地の保全活動支援など協働。
- ・公園の特性を活かした創造的な活用。

(3) 行政が取り組むこと

- ・都市公園や児童遊園など、市民が日常的に利用する公園の適正配置を図る。
- ・市民のよる公園緑地の保全活動への支援。
- ・未利用地や低利用地は、地域の子ども福祉優先の遊び場・公園の検討。

5. まちづくりの効果

(1) 近隣公園等の整備・再生すすめる高齢者や母と子の校区コミュニティの前進。

(2) 市内循環型の公共事業で、材料、労働力の地元活用で相乗効果もある。

都市計画公園の変遷と到達点

	1998年	2006年	備考
公園計画個所と計画面積	69個所 75.2 ha	81個所 67.79 ha	
公園開設個所と面積	66個所 26.7 ha	66個所 26.81 ha	8年に+0.11 ha
その他児童公園, 開発帰属公園		110個所 7.55 ha	
合計		176個所 34.36 ha	市民一人 2.7 m ²

都市公園等の確保目標量

	現況 2002年	中間 2010年	目標年次 2025年
都市公園等の確保目標量	293 ha	335 ha	461 ha
市民一人当たりの公園面積	概ね 23.9 m ²	概ね 24.8 m ²	概ね 30.7 m ²

1. めざす姿

暮らしに清流の流れる川と“春の小川”の再生で市民は潤い、満足を感じています
 豊かな涵養水源を守る森林と山麓林の育つまち
 健全な水循環をすすめるまち

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
水循環推進の涵養水源森林	未調査	増加	増加
親水河川・水辺公園の数	4箇所	増加	増加
「水辺の楽校」参加者数	未調査	増加	増加
野鳥などの観察ポイント	未調査	増加	増加

3. 現状と課題

童謡の春の小川のゆったりとした水辺生物空間のある小川が姿を消し、洪水を一刻も早く海に注ぐ大きな三面張りの排水路が整備され、親しんできた川は危険な空間に変わっています。国定公園内の箕面川ダムにヘドロが堆積し洪水時に流れて川原の岩石や淵や瀬の水辺の奇岩にヘドロが付着し、かつての箕面渓谷・溪流の豊かな清流はその姿を消しています。さらに、トンネル湧水により沢筋の水涸れ、箕面川の水量も減少し、名勝箕面大滝や溪流の水辺環境は後退しています。

森林や山麓林の涵養水やお滝場、自噴の“坪”の存在など人々が水辺とともに生活を営んできた歴史もあり、その再生が大切です。近年、都市化の進展とともに、野鳥も飛来する池や川の湧水も大きく減り、沼地などの自然に近い水辺環境が減少する傾向にあり野鳥生息が危ぶまれています。

そのため近年、治水と共に水辺環境を大切にす親水河川が整備され、残存林を生かした河川活動もすすめられています。第二名神高速道路トンネルによる渓谷や川の水涸れなど環境対策の検討も進められ水環境保全にふさわしい計画が期待されています。

そのため、恵みの水辺環境を生かし、快適な市民生活の基盤とすることは「箕面らしさ」を維持・向上する取組みが大切です。豊かさや潤いを求める市民ニーズの高まり、蛍や野鳥などの観察会活動やアドプト活動もすすみ、川を美しくし水辺環境の再生と保全が進められ、更に、恵みの自然環境を保全し快適な水辺、自然と共生する「箕面らしさ」を進めています。

雨水は、流下、浸透などにより地表・地下を通じて流水し、生活に潤いをもたらしてくれる大切な自然資源です。森林や山麓林を守り豊かな涵養水を大切にし、水の汚染の未然防止に努め、健全な水環境を進めるまちづくりを進めています。

暮らしの中を流れる箕面川、千里川、勝尾寺川等のかげがいのない自然の恵みを享受し、子どもたちが川に親しみ、川に棲む生物とふれあい、遊び学ぶ「水辺の楽校」事業など、市民と行政

の協働で鉄砲水を抑え浸水をなくす災害対策を進め、次世代に継承するために近自然河川づくりと健全な水循環を進めていきます。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・自然観察会を続け、地域で環境を共有します。
- ・「水辺の楽校」に親子で誘い合って参加します。
- ・ごみのポイ捨てをなくし、川を守るアドプト活動に参加します。
- ・屋敷林や河畔林など一体で親水空間を守り育てます。

(2) 市民等、行政が協働で取り組むこと

- ・山の水涸れをなくし、ダム湖のヘドロを解消し、国定公園を守る。
- ・多自然型の川造り計画を市民などとの協働で進めます。
- ・親水河川造りの中で消防水利の整備を検討します。
- ・親水公園に安全対策を整備し集中豪雨の鉄砲水から市民を守る水防団や市の巡回体制の確保。
- ・農業ため池の防災貯留活用を、水利関係者を協議して進めます。
- ・歴史的遺産として、小さなお滝場の水も守ります。

(3) 行政が取り組むこと（関係機関との調整を含む）

- ・ダムによるヘドロ問題の解決。トンネルによる山の水涸防止。
- ・国定公園の清流の流れる溪流箕面川を再生。
- ・水辺の楽校事業の推進。せせらぎ施設の整備。
- ・健全な水循環を再生し“春の小川再生”。
- ・箕面川、千里川、勝尾寺川などの堤防自転車道、散歩道の整備。
- ・生物に配慮した多自然川の整備。防災力を高める消防水利の整備。
- ・親水河川の急な増水事故の教訓を生かし、親水河川に増水時の警報設備、監視カメラ、放送設備や、水防団や市の巡回体制の拡充。
- ・農業ため池の整備、野鳥・渡り鳥も飛来する環境の保全。
- ・防災治水機能の増強整備。強い台風や豪雨警報時に予備放流の検討。

5. まちづくりの効果

- (1) 緑のトンネルを流れる清流の川、“春の小川再生”。
- (2) 自然の恵みを享受し、次世代に継承している。
- (3) 安心な快適な水辺環境のあふれる親水河川で子どもが元気に遊んでいる。
- (4) 涵養水が溢れお滝場に人が集い、こころの和みが再生されている。

1. めざす姿

山麓・市街地の豊かな自然を「箕面の宝」としてみんなで保全するまち
 森や川、緑を保全する市民運動が一段と広がっている
 野生生物を適正な数に抑え昆虫や動植物も自然の生態系が保持されている

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
自然緑地指定同意面積	72ha	75ha	78ha
市内アドプト活動箇所	133箇所	200箇所	300箇所
野生動物適正数管理	過剰	減少	適正

3. 現状と課題

今日まで長い歴史の中で守り育ててきた山間・山麓の豊かな自然環境は市民の心を癒してくれるとともに鳥や昆虫、動植物を育み、何よりも自然災害を防止してきました。まさに「箕面の宝」であります。山林保有者の高齢化などで山の手入・保全も厳しくなり、また地球環境変化に加えて自動車公害やゴミの不法投棄などから“みのおの山”の自然破壊が進み、災害の危険も心配されます。そして近年、止々呂美地区や山麓付近の野生動物による、農作物被害が増加しており被害防止対策が課題となっています。また街中の公園や河川、田畑は「身近なみどり」として市民に親しまれてきましたが、農地の宅地化、河川の汚れやゴミ投棄、そして管理不在の街中公園の美化も課題です。市民、事業者、行政は山麓・市街地の緑豊かな自然環境保全活動にかかわり「箕面の宝」を次の世代へ引き継ぐ事が重要な課題です。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・ニホンザル、イノシシ、シカの「生息環境管理」を行い適正数に適宜捕獲する。
- ・ホタル、チョウなどの昆虫の棲息も含めた動植物保全再生プランの実行。
- ・ゴミ持ち帰り作戦の徹底。
- ・市街地の河川・公園アドプト活動の拡大。

(2) 市民等、行政が協働で取り組むこと

- ・「鳥獣被害対策実施隊」の定期活動。
- ・農林業被害者への支援業務、防護柵、親切補強への資金支援。
- ・山麓保全ファンドの拡大。
- ・市民、NPOなどによる山麓保全活動の拡大。

(3) 行政が取り組むこと

- ・自然災害、山林火災の予防、危険箇所の点検と予防対策強化。
- ・国、府との山間・山麓保全行政の連携強化。

5 . まちづくりの効果

- (1) アドプト活動が広がり、住宅地の川や公園が良く手入れされ、きれいになっています。
- (2) 国・府との山間・山麓の保全行政や動植物保全再生の連携が強められ、自然災害や山林火災の予防が進んでいます。
- (3) 鳥獣被害対策の定期活動が進み、農作物の被害が減少しています。
- (4) ニホンザル・イノシシ・シカの生息環境（適正数）管理が進んでいます。

1. めざす姿

郷土の歴史・文化、伝統行事、風習が後世へ残るまち
 郷土の文化をおおくの市民が愛着をもち誇りに思う
 「新しい箕面文化」を創り大きく育てていく

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
郷土資料館入場者数	19,700人	25,000人	30,000人
市指定文化財	10点	12	15
伝統行事に関わる市民	未調査	1.5倍	2倍
新しい箕面の文化の誕生	0	1点	2点

3. 現状と課題

宝くじ発祥の地日本最古の弁財天で有名な「瀧安寺」、西国23番札所の「勝尾寺」、役行者が開祖した「西江寺」、聖徳太子が創建したといわれる「帝釈寺」といった歴史的にも評価が高い寺が市内にはあり「市指定文化財」が保有されていますが現物はあまり市民の目にふれる事はありません。また市内地域には「まんどろ火まつり」「めんぎょう」「亥の子」そして無形民俗文化財として「白島地域の盆棚」など伝統行事も残っていますが市民の多くはあまり知りません。これら箕面の歴史的な文化財や伝統行事を多くの市民にもっと知る機会を設ける必要があります。そしてこれらを次の世代へ引き継いでいかなければなりません。特に伝統行事は後継者問題も発生も課題となります。

古い文化を大切にする一方「新しい箕面文化」も創りだしていかなければ街に活気が生まれません。近年幾つかのサークルで 芸能、映像、音楽や演劇、スポーツなど幅広いジャンルでの創作活動が起こってきています。そんな中から新しい芽が生まれ、「箕面の輝く文化」に育つよう行政が支援していきます。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・地域に残る伝統行事、風習について後継者を育成する。
- ・文化財、古い民具等で管理が困難な場合は市への寄贈に協力する。

(2) 市民等・行政が協働で取り組むこと

- ・新しい「箕面の文化」づくりを市民と行政協働で進める。
- ・郷土資料館の展示企画を市民と行政協働で実行する。

(3) 行政が取り組むこと

- ・市指定の文化財公開(所有者との調整)。
- ・市民向け歴史・文化講演会やセミナーの開催。
- ・市外向けに定期的に「箕面文化のPR」の実施。

1. めざす姿

都市環境を保全し良好なまちなみ景観形成が維持されているまち
借景の山麓などを守り箕面らしい豊かな住環境のまち

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
都市景観形成地区の数	5地区	7地区	10地区
景観づくりに関わる市民の割合	26.1%	30%	33%

3. 現状と課題

近年、土地利用の転換や建替えによる建物用途や高さの混在が目立ちます。自然とみどりの山並み・山麓と一体的な景観資産が失われ、景観的な特性が不明確な地域や自然とみどりの景観的なまとまりが、都市開発で少なくなっている地域が出現しています。

樹木や生垣、木立などのみどりも多く、箕面らしさを支えてきた広い住宅地のミニ開発・細分化が進んでいます。超高齢化社会と若者ファミリー・少子化社会は、“住まいと住まい方”、“空き家問題と家主の経営問題”、“木造40年の老朽劣化住宅の更新”などの問題が進み出したと言われています。

そのため、住環境やまちなみを保全し、いつまでも住みつづけられる、安心して快適なまちづくりを進めることが必要です。

市民・事業者・NPOなどの協働で、地元の合意に基づいた地区協定・建築協定などの活用により良好な住環境の維持・創造をすすめ、その経験や仕組み、体験などの“箕面まちづくり読本”をつくり、都市環境を保全し良好なまちなみ形成を、一層進めていきます。生垣や樹林や、景観形成、屋外広告物など箕面にふさわしい質の高いデザインとなるよう関係機関とともに適正な誘導を進めます。

若者ファミリー層の定住促進のための公営住宅や家賃補助をすすめ、高齢者・障害者が住み続けられる住宅対策を進めていきます。民間住宅の空き家対策の検討を市民、事業者、行政の協働で進め、良質な住宅の供給と適切な維持管理に努めます。空き家となった住宅について土地所有者などの理解を得ながら、賃貸住宅(定期借地・借家権付き住宅等)やルームシェア等その活用を総合的に関係者の協力も得て検討し、進めていきます。

周辺地域への影響が大きい開発計画に対して、事業計画に市民の意向が反映される協議がすすむ制度を検討し推進します。相談窓口の充実し災害に強い安心な住環境の保全へ誘導支援し、快適なまちづくりを進めていきます。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・住環境・環境資源・景観への取組に参加します。
- ・緑視率を高め、路地や住まいからの眺望景観や借景資源点検を進めます。
- ・地域特性を活かした住環境の保全・創造づくりに協力します。
- ・「箕面まちづくり読本」の学習、交流に参加します。
- ・地区計画や建築協定などのまちづくり勉強会に参加します。

(2) 市民等、行政が協働で取り組むこと

- ・地域文化・環境資源・景観法の勉強会。眺望景観資源の点検。
- ・地域の個性を活かした住環境の保全・創造の方向性を立案。
- ・若者ファミリー層や高齢者・障害者も安心できる住まい・住環境創造の検討と推進。
- ・民間住宅の空き家対策と、良質な住まいの供給と適切な運営管理。
- ・地区計画や建築協定など「箕面まちづくり読本」の発行と普及。
- ・山腹・山麓のみどりと自然景観を保全する都市計画区域の見直しで箕面らしさを守る。

(3) 行政が取り組むこと

緑視率を高め良好な都市景観形成の誘導、都市景観形成事業の推進。
山麓山腹の自然とみどりを保全できる都市計画区域の見直しと支援策。
若者ファミリー層の定着促進、空き家住宅の活用方法の検討と具体化。
安心できる福祉（高齢者・障害者）に配慮した住まい・住環境創造の検討と推進。
快適な居住環境を保全する建築物高さや容積率の再検討、居住空間の保全。

5. まちづくりの効果

- (1) 地区協定、建築協定などの指定が進み、居住空間の緑視率が高まっています。
- (2) まちなみ・やまなみ景観にふさわしくない開発や建築物が抑制され、美しい住環境が保全されています。
- (3) 若者ファミリーや高齢者・障害者の生活スタイルに合わせ安心して、快適な箕面で住まい続けています。

1. めざす姿

四季を通じて快適で魅力ある観光開発を進めるまち

サンショウウオやホタル、チョウなど昆虫の生息森林育成をすすめるまち

豊かな緑と溪流の保全・再生(豊かな森作り)“森を「宝の持ち腐れ」にしないで「宝の山」に”自然体験の観光資源とするまち。

2. 指標

	現状(直近値)	2015年	2020年
観光客数	116.7万人	増加	130万人
内外国人観光客数	未調査	増加	20%増

3. 現状と課題

人びとの観光の楽しみ方は、「通過・消費型」「観光資源を楽しむ」観光から、近年、「触れ合い型」「参加型」「滞在型」「地域文化を観る」などの観光へ変化し、それにふさわしい魅力ある取組が必要です。

そのため、観光と自然、農林業の融合による新たな魅力の創出などに向けて、天然記念物ニホンザルの安定的な保護＝「個体数管理」「生息環境管理」や、森林開発を調整制御し、森林育成をすすめ豊かな緑と溪流の保全・再生プラン(豊かな森作り)でサンショウウオやホタルなど、昆虫の生息を図ります。さらに、外来生物捕獲防除対策;(05年外来生物法施行)も推進します。

レクリエーションの多様化に伴って、健康型、癒し型、スポーツ型レクの空間や施設は、その特徴に応じて環境にも配慮されて配置され、景観資源の維持保全と施設の利用指導など大阪府とも連携して進めます。国定公園のいたんだ資源価値を再生し、観光客を増やす上で、それぞれの施設の性格に対応して、充実を図ることも必要です。ビジターセンターをはじめ既設の自然案内機能の一層の充実、観光情報のネットワーク化などの推進も実施します。

観光と自然、農林業の融合による新たな魅力が加わり、市民が主体となった観光受入体制の充実へ取組を進めます。

4. 役割分担

(1) 市民等が取り組むこと

- ・天然記念物ニホンザルの「個体数管理」「生息環境管理」と被害防除策をすすめ安定的な保護。
- ・ホタル,チョウなど昆虫の棲息も含めた、保全再生プラン、体験観光ツアー。
NPO 例;箕面ほたるを守る会。各河川アドプト 等他拡大増強支援
- ・河畔ホタル再生保護 「ホタル条例」策定(05案検討経緯あり)

(2) 市民等・行政が協働して取り組むこと

- ・観光情報の総合的な蓄積や発信。
- ・観光協会の機能の充実。
- ・観光をすすめ、地場産業の連携の充実。
- ・観光受け入れ体制を充実。

(3) 行政が取り組むこと

- ・観光産業をすすめる、観光資源の活用や保全。
- ・観光サインや案内板などの整備。
- ・観光振興に向けた人材や施設の活用。
- ・ニホンザル：箕面山猿保護管理委員会による保護管理継続。
- ・教育委員会などが配布している 箕面滝観光客等への配布チラシ“サルへ・・・食べ物をみせないで、食べ物を与えないで、近寄らないで” 継続。
- ・学識関係者との連携でサル群れの山域移動。サル野生保護成功モデル目標とします。

5. 主要な取組み

箕面山を観光特区に！

【箕面山の現況】

箕面市の南部は、大阪都市圏のベッドタウンとして、閑静な住宅地が広がっている。中部・北部の山地は、市の面積の3分の2を占めており、豊かな自然環境を有している反面、自然公園法による規制により、地域振興のための有効な土地利用に支障が生じて、山全体に元気がなくなってきており、観光客も年々減少傾向にある。

箕面の豊かな自然と伝統ある温泉という資源を活かし、自然とアートの観光地づくりの推進や遊休保養所の転活用の促進などを行うことにより、新しい魅力付けを行い、観光客数の回復をはかるとともに、箕面を新たなブランドとして再生をはかっていきます。

そのために、この地域特性を活かして、一層の活性化を図るため、家族や青少年、シニア世代に、四季の変化に応じた自然体験メニューを提供し、都市と農村の交流の拠点作りを行うことにより、グリーンツーリズムによる都市住民との交流を推進し、落ち込んでいる観光客数の回復を図り、自然の中での芸術創作活動「箕面芸術村構想」を推進し、健康保養地という新たな魅力づけを行うため規制の緩和が必要である。

【特区の概要】

特区の内容としては、

国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化

国定公園等のエリアで、音楽イベントを行う際のステージの設置や彫刻展開催時の作品の展示、またそれらのイベントに伴う告知看板等を立てる場合には、従来は、環境大臣の許可が必要でした。許可書作成には多くの時間と事務作業を伴い、それらが国立公園等においてイベント等を開催する意欲を減退させていたことは否めません。特区として認定を受けることにより、許可が届出にかわり、時間や事務作業が軽減されることは、音楽や芸術関連のイベントを開催する大きな引き金になるものと思われます。

健康保険組合所有の遊休保養所の賃貸借の容認

昨今の企業や健康保険組合の業績不振、財政状況の悪化及び保養所利用率の低迷により、それらが所有・運営する保養所の閉鎖が相次いでおりますが、それらを転用・転売することが難しいなかで、遊休保養所対策がクローズアップされています。企業が所有する遊休保養所については、他に賃貸し、転活用をはかることが出来ますが、健康保険組合が所有するものについては、厚生労働省の指導により賃貸することが不可能でした。箕面山には、閉鎖された保養所が数多く存在し、一部の企業等が所有する遊休保養所については、官民の連携によりモデル的に転用をはかっていますが、健康保険組合が所有するものについては、健保財政の好転や既存資源の活用面から賃貸を希望しても前述のとおり出来なかったのです。

6. まちづくりの効果

野生生物の被害抑制を図りながら保護共生された自然体験（観光）が活発になり、箕面の良さを生かしたまちづくりに寄与します。